

令和3年3月15日

東京国税局間税会連合会
会長 片岡 直公 様

東京国税局 課税第一部
個人課税課長 長内 昌三
資産課税課長 加藤 千博

令和2年分確定申告に関する周知・広報について（依頼）

平素より税務行政に深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年分確定申告については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間（令和3年2月16日～3月15日）と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して申告書作成会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、全国一律で令和3年4月15日（木）まで延長されております。

一方、申告書作成会場においては、レイアウト・運営方法を大幅に見直し、換気・消毒・距離確保といった感染症対策を講じているほか、時間指定の入場整理券の導入等により会場内の混雑防止を図り、三密回避を徹底することで、安心してご相談いただける環境整備に努めているところです。

しかしながら、例年、申告期限間際になりますと、来場者が多数となる傾向にあり、本年におきましても4月以降、来場者の増加による混雑が危惧されるところであります。

つきましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減する観点から、①自宅等からのe-Taxを利用した申告の利用、②申告相談のために来場される方への早期来場の案内について、周知・広報を行うこととしております。

貴連合会におかれましては、各単位会、会員、またその従業員の皆様に対し、別添「令和2年分確定申告に関するお知らせ」をホームページ・広報誌へ掲載することなどにより、上記①及び②について周知・広報していただくようご協力をお願いいたします。

なお、各税務署から、各単位会へ同趣旨のお願いをさせていただく場合がありますので、その旨併せて周知していただくよう、宜しくお願い申し上げます。

令和 2 年分確定申告に関するお知らせ

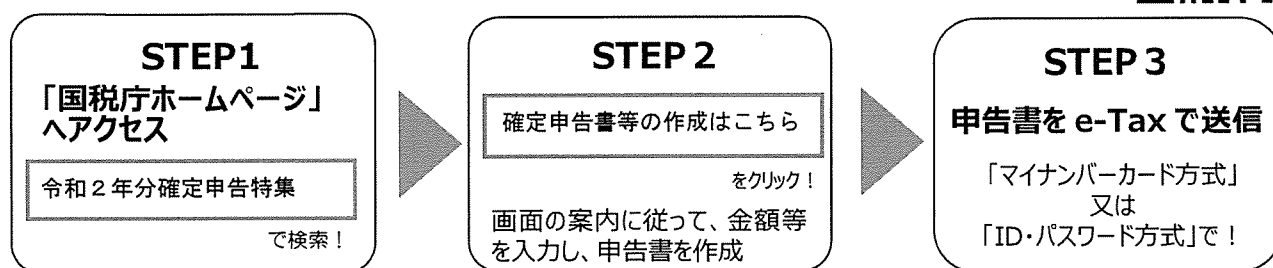
▼▼▼パソコンやスマホでご自宅から申告できます！▼▼▼

所得税（譲渡所得を含む）及び消費税の確定申告については、感染予防のため、

ご自宅からの確定申告をお願いします。

スマートフォン

はこちらから→



※申告書は、作成・印刷し、郵送で提出することもできます！

※青色申告特別控除（65 万円）の適用要件が改正されておりますので、ご注意ください。

▼▼▼申告相談のためのご来場をお考えの方へ▼▼▼

4月以降、申告期限が近づいてきますと、多数の方が来場することが予想されますので、なるべく早い時期でのご来場をお願いいたします。

- 会場への入場には、「**入場整理券**」が必要です。
※ 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINE アプリで国税庁 LINE 公式アカウントを「友だち追加」していただくことで事前に日時指定の入場整理券を入手することが可能です（詳しくは裏面をご覧ください）。
- 入場整理券の配付状況に応じて、**早めに受付を締め切る場合**があります。
- 申告義務のない方が行う還付申告は、5 年間提出することができます（令和 2 年分の確定申告の場合は、令和 7 年 12 月 31 日まで）。
- 各税務署の申告書作成会場については**国税庁ホームページ**（<https://www.nta.go.jp/>）をご確認ください。



申告書作成会場への入場には「入場整理券」が必要です

会場内の混雑緩和のため、申告書作成会場への入場には、「入場整理券」が必要です。入場整理券の配付方法は次の2通りです。

申告書作成会場で

当日配付

入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。配付状況は国税庁 HP から確認できます。

または

オンラインで

事前発行

国税庁 LINE 公式アカウントを友だち追加してください。



友だち追加は
こちらから！

LINE で「入場整理券」を取得する方法

STEP 1

国税庁
LINE 公式アカウント



※ LINE のホーム画面で「国税庁」または「@kokuzei」と検索しても友だちに追加できます。

STEP 2

「相談を申し込む」を選択



STEP 3

税務署・希望日時を選択



STEP 4

申込完了→会場で提示



入場時には
この画面を
ご提示ください

STEP 1 LINE アプリから国税庁 LINE 公式アカウントを友だち追加

STEP 2 「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択

STEP 3 税務署や来場希望日時を選択（申込は来場希望日の 10 日前から可能）

STEP 4 内容を確認して「申込」をタップすれば完了、入場時に申込完了画面を提示すれば OK

※ 入場整理券については、作成済みの申告書を提出する場合など、相談を必要としない方は取得していただく必要はありません。